平成２８年（フ）第２７号
岐阜県揖斐郡池田町田畑700番地の６
破産者　森　　幸雄
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第４号
岐阜県本巣郡北方町長谷川西２丁目44番地、開始決定時の住所京都市左京区吉田上阿達町21－５　吉田ハイツ203号
破産者　加藤　育巳
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第７７３号
静岡市葵区駒形通４丁目２番７号
破産者　関本　正則
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６号
静岡市駿河区下島287番地の９
破産者　神谷　陽子
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５号
静岡市葵区上足洗１丁目４番35―１号
破産者　望月　信一
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３２号
大阪府羽曳野市向野２丁目１番12号
破産者　山浦　一惠
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８６号
堺市中区伏尾379番地９
破産者　濱幸工業こと　浜﨑　幸雄
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５４号
大阪市中央区宗右衛門町７―17田舎会館５階502号、住民票上の住所堺市堺区神石市之町15番３号
破産者　大本　　学
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
大阪府河内長野市菊水町３―24　ソレーユキチコウ202号、開始決定時の住所大阪府河内長野市南花台２丁目８番２号
破産者　大久保昌純
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
堺市北区中百舌鳥町４丁75　コーポくすもと105号、住民票上の住所堺市北区百舌鳥西之町２丁587番地３
破産者　浅田　勝子
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
大阪府松原市天美西５丁目121番地の１（404号）
破産者　ＰＥＲＦＥＣＴ　ＢＬＵＥことパーフェクトブルーこと　渡部　雅貴
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
兵庫県西宮市津門大塚町７番30―302号
破産者　山田　史哲
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３９号
広島県安芸郡海田町南幸町11番42号
破産者　寺田　康晴
１　決定年月日　平成29年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１４号
北海道旭川市東６条９丁目１番６号
破産者　石川　和徳
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
北海道北見市北２条東２丁目６番地１　サンライズ北二条団地81号
破産者　長谷川智仁
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第９号
宮城県気仙沼市舘山１丁目６番228号　アルファヴィル202号、前住所宮城県気仙沼市本吉町後田63番地７
破産者　高橋　浩幸
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第５４２号
横浜市戸塚区上倉田町1000番地　ハイツ山重306号、開始決定時の住所横浜市戸塚区上矢部町1967番地10
破産者　瀧川　清文
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目９番15号グレースＫ201
破産者　岸　　豊作
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２３号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目９番15号グレースＫ201
破産者　岸　　正江
１　決定年月日　平成29年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部